

# 目 次

## 第1部 総論

### 第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の趣旨	1
2 計画の性格と法的位置づけ	1
3 計画の基本理念	2
4 地域包括ケアシステムと地域リハビリテーション	2
5 計画の基本目標	4
6 計画の期間	5
7 日常生活圏域の設定	6
8 SDGs との関係	7

### 第2章 高齢者の現状と見込み

1 人口構成の現状と見込み	8
2 身体障害者手帳交付の状況	12
3 高齢者のいる世帯の状況	13
4 高齢者の就業の状況	14

### 第3章 介護保険における被保険者数及び要介護認定者数の現状と見込み

1 被保険者数及び要介護認定者数の現状	15
2 被保険者数及び要介護認定者数の見込み	17

## 第2部 各論

### 第1章 介護予防と生きがいつくりの推進

1 介護予防の推進	19
2 生きがいつくりと社会参加活動の推進	24
3 長寿顕彰事業の実施	27

### 第2章 認知症施策の推進

1 認知症施策の推進	29
------------	----

### 第3章 介護・福祉サービスの充実

1 相談・支援体制の強化	36
2 介護保険サービス	36
3 日常生活支援の充実	37
4 安心できる住まいの確保	44

第4章 在宅医療と介護の連携推進	
1 在宅療養のための医療と介護の連携推進	47
第5章 災害や感染症の発生に備えた体制整備	
1 災害や感染症に備えた準備	48
2 災害時における要援護者への支援	48
資料編 (参考)	
八幡平市高齢者福祉計画策定委員会設置要綱	50
八幡平市高齢者福祉計画策定委員会委員名簿	52
八幡平市高齢者福祉計画策定委員会の審議の経過	53
介護保険の状況と介護サービスの見込み量等	54
支援・サービスの提供者一覧	67
用語解説	69

○ 用語解説について

本文中に※印がついている用語については、69ページからの用語解説に、内容や説明等を掲載しています。

# 第1部 総論

## 第1章 計画策定にあたって

### 1 計画策定の趣旨

市の高齢者人口は、合併直後の平成17年9月末現在で9,030人、高齢化率は28.4%でしたが、令和5年9月末現在では10,035人で、高齢化率は42.5%と増加しています。今後は、総人口が著しく減少し、高齢者人口もわずかながら減少するため、相対的に高齢化率が上昇し、特に、令和7年に\*団塊の世代が75歳以上となることから、\*後期高齢者人口の割合が増加していくことが見込まれます。

また、介護の必要な高齢者や一人暮らし高齢者、認知症高齢者など、地域全体での見守りが必要な高齢者がさらに増加することが考えられます。

そのため、介護サービスの充実はもちろんのこと、住民・事業者・行政等の協働、さらには、元気な高齢者が生活支援の担い手になるなど、地域共生社会の実現に向けた取り組みがますます重要になっています。

市では、高齢者が尊厳を保って、可能な限り住み慣れた地域で最後まで自分らしく幸せに暮らし続けることを目指し、令和3年3月に「八幡平市高齢者福祉計画（令和3年度～令和5年度）」を策定しましたが、この度、現計画が最終年度を迎えることから、これまでの取り組みの状況や課題を踏まえ、高齢者福祉施策の推進を図るため、「八幡平市高齢者福祉計画（令和6年度～令和8年度）」を策定します。

### 2 計画の性格と法的位置づけ

本計画は、老人福祉法第20条の8に基づく市町村老人福祉計画として策定し、介護保険法に基づき盛岡北部行政事務組合が策定する「第9期介護保険事業計画（令和6年度～令和8年度）」及び岩手県が策定する「いわていきいきプラン（2024～2026）」と連携を図ります。第9期介護保険事業計画は、今後の人口動態や介護ニーズの見込みなどを踏まえ、中長期的な視点で取り組みを推進する計画であり、地域包括ケアシステムを深化・推進し、介護保険制度の持続可能性の確保するための計画として位置づけられることから、本計画においても地域包括ケアシステムを中心として、高齢者の支援を充実させていくものとします。

また、本市の上位計画である「第2次八幡平市総合計画」との整合性を図るものであり、本市の福祉全般を統括する「第4期八幡平市地域福祉計画」の個別計画として位置づけます。

なお、老人保健分野については、健康増進法に基づき策定する「八幡平市健康づくり21プラン（第4次）」と連携を保ちながら推進を図ります。

### 3 計画の基本理念

本計画では、高齢者が尊厳を保って、可能な限り住み慣れた地域で最期まで自分らしく幸せに暮らし続けることができるよう、次のとおり基本理念を定めます。

#### 基本理念

市民の健康を守り、生涯を通じて生き生きとした暮らしを営むことができるよう、保健・医療・介護・福祉の連携による安心のまちづくりの実現を目指して

### 4 地域包括ケアシステムと地域リハビリテーション

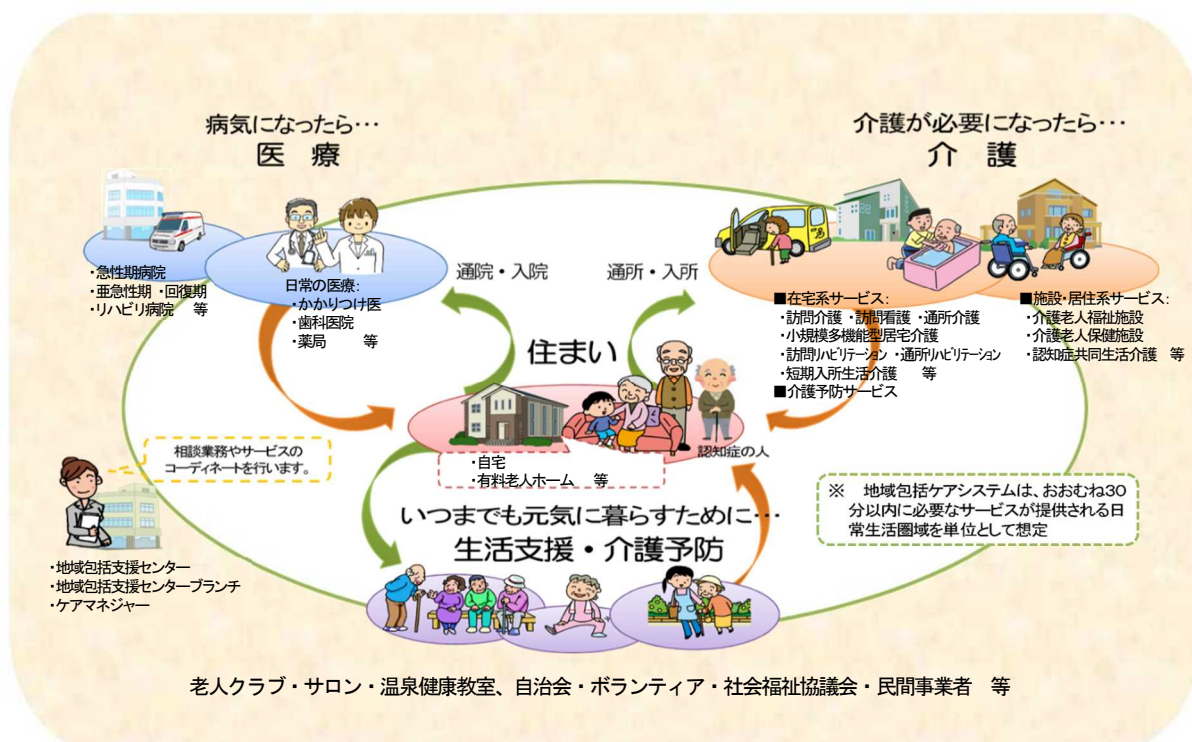
地域包括ケアシステムと地域リハビリテーションの理念は、本計画の目指す方向性と共通するものであり、主軸となるものです。

#### (1) 地域包括ケアシステムの深化・推進

高齢者が可能な限り、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるように、住まい、介護予防、生活支援、医療、介護のサービスを切れ目なく、一体的に提供される「地域包括ケアシステム」の深化・推進を図るため、高齢者の自立支援・重度化防止に向けた取り組みや医療・介護の連携、地域共生社会の実現に向けた取り組み等を推進します。

#### 地域包括ケアシステムのイメージ図

(西根・松尾・安代の3つの日常生活圏域ごとに地域特性を生かしたシステム)



## (2) 地域リハビリテーションの推進

介護予防の推進にあたって、医療や介護、保健、福祉及び生活に関わるあらゆる人々や機関、組織がリハビリテーションの立場から協力して取り組む「地域リハビリテーション」の考え方を基本として、介護予防に関わる諸活動の推進を図ります。

\*地域ケア会議をはじめとする介護予防の諸活動を効果的に実施するためには、リハビリテーションに関する専門的知識を有する者（リハビリテーション専門職）の関与が自立支援の観点から非常に重要となります。

今後も、\*地域リハビリテーション広域支援センターと連携しながら、高齢になっても要介護状態とならないよう、また、障がいがあっても自己実現が可能となるような地域づくりを目指します。

### 【参考】地域リハビリテーションの定義

地域リハビリテーションとは、障害のある子供や成人・高齢者とその家族が、住み慣れたところで、一生安全に、その人らしくいきいきとした生活ができるよう、保健・医療・福祉・介護及び地域住民を含め生活にかかわるあらゆる人々や機関・組織がリハビリテーションの立場から協力し合って行なう活動のすべてをいう。

#### 活動指針

地域リハビリテーションは、障害のある全ての人々や高齢者にリハビリテーションが適切に提供され、\*インクルーシブ（共生）社会を創生することを目標とする。この目的を達成するため、当面、以下のことが活動の指針となる。

- 1 障害の発生は予防することが大切であり、リハビリテーション関係機関や専門職は、介護予防にかかわる諸活動（地域リハビリテーション活動支援事業等）に積極的に関わっていくことが求められる。  
また、災害等による避難生活で生じる生活機能の低下にもリハビリテーションが活用されるべきである。
- 2 あらゆるライフステージに対応してリハビリテーションサービスが総合的かつ継続的に提供できる支援システムを地域に作っていくことが求められる。  
ことに医療においては、廃用症候の予防及び生活機能改善のため、疾病や障害が発生した当初よりリハビリテーションサービスが提供されることが重要であり、そのサービスは急性期から回復期、生活期へと遅滞なく効率的に継続される必要がある。
- 3 さらに、機能や活動能力の改善が困難な人々に対しても、できうる限り社会参加を促し、また生あるかぎり人間らしく過ごせるよう支援がなされなければならない。
- 4 加えて、一般の人々や活動に加わる人が障害を負うことや年をとることを家族や自分自身の問題としてとらえるよう啓発されることが必要である。
- 5 今後は、専門的サービスのみでなく、認知症カフェ活動・認知症サポーター・ボランティア活動等への支援や育成も行い、地域住民による支えあい活動も含めた生活圈域ごとの総合的な支援体制ができるよう働きかけていくべきである。

資料：日本リハビリテーション病院・施設協会（2016年改定）

## 地域包括ケアシステムと地域リハビリテーションの考え方の比較

	地域包括ケアシステム	地域リハビリテーション
生活圏域	・住み慣れた地域 ・中学校区レベル、人口1万人程度、30分でかけつけられる圏域	・住み慣れたところ
目標	・安全 ・安心 ・健康	・介護予防、リハビリテーションの適切な提供、 <sup>*</sup> インクルーシブ（共生）社会の創生 ・安全にその人らしくいきいきと ・機能や活動能力の改善が困難な人々にも社会参加、生あるかぎり人間らしく過ごせるよう支援
推進課題	①医療との連携強化 ②介護サービスの充実強化 ③予防の推進 ④見守り、配食、買い物など、多様な生活支援サービスの確保や権利擁護 ⑤高齢期になっても住み続けることのできるバリアフリーの高齢者住まいの整備  ※切れ目なく継続的かつ一体的に	①リハビリテーションサービスの整備と充実 ②連携活動の強化とネットワーク ③リハビリテーションの啓発と地域づくりの支援  ※遅滞なく効率的に継続
支援体制	・医療と介護の専門職、高齢者本人や住民（ボランティア）など自助や公助を担う様々な人々	・保健、医療、福祉、介護及び地域住民を含め生活に関わるあらゆる人々や機関・組織

資料：日本リハビリテーション病院・施設協会（2016年）

※ 地域包括ケアシステムと地域リハビリテーションは、表現に違いがあるものの「高齢になっても障がいがあっても住み慣れたところで安全に暮らす」という、本質的な目標や考え方はおおよそ一致しているものです。

## 5 計画の基本目標

基本理念のもと、具体的な施策の展開に向けて、基本的な目標を以下のように定めます。

### （1）介護予防と生きがいづくりの推進

要介護状態等にならないよう、介護予防事業を充実させ、<sup>\*</sup>健康寿命の延伸を図ります。健康で生きがいを持ち生活できるよう、健康づくりや生きがいづくりの支援を図ります。

### （2）認知症施策の推進

認知症の人やその家族のための相談・支援体制の充実を図り、認知症の理解促進のための普及啓発等を行い、地域での見守り・支え合う地域づくりを進めます。

### (3) 介護・福祉サービスの充実

介護が必要な状態になっても、住み慣れた地域で住み続けることができるよう生活支援サービス、介護・福祉サービス等の支援の充実を図ります。

### (4) 在宅医療と介護の連携推進

医療と介護のサービス提供が可能な限りスムーズに受けられるよう、関係機関及び関係者の連携等を推進します。

### (5) 災害や感染症の発生に備えた体制整備

災害や感染症の発生に備え、関係機関と連携した支援体制の整備・充実を図ります。

## 6 計画の期間

本計画の期間は、令和6年度から令和8年度までの3年間とします。

図表 1-1-5-1 本計画の計画期間及び関係する他の計画期間

	令和2 2020	令和3 2021	令和4 2022	令和5 2023	令和6 2024	令和7 2025	令和8 2026	令和9 2027	令和10 2028
八幡平市 総合計画	第2次基本構想(H28~R7:10年間) 後期基本計画(R3~R7:5年間)								
八幡平市 地域福祉計画	第3期 (H30~R4:5年間)			第4期 (R5~R9:5年間)					
八幡平市 健康づくり21プラン	第3次 (H30~R5:6年間)				第4次 (R6~R11:6年間)				
いわて いきいきプラン	2021~2023 (3年間)			2024~2026 (3年間)					
盛岡北部 介護保険事業計画	第8期 (R3~R5:3年間)			第9期 (R6~R8:3年間)					
八幡平市 高齢者福祉計画	令和3~5年度 (3年間)				令和6~8年度 (3年間)				

## 7 日常生活圏域の設定

日常生活圏域の設定にあたっては、地理的条件、人口、交通事情などの社会的条件、介護給付等対象サービスを提供する事業所等の状況を勘案し、高齢者が住み慣れた地域で生活を継続することができるようにするため、その圏域ごとに基盤整備をしていくことが必要とされています。

第9期介護保険事業計画では、第8期介護保険事業計画と同様に、以下のように日常生活圏域を設定しています。

図表 1-1-6-1 八幡平市における日常生活圏域の範囲及び圏域ごとの高齢者の状況  
(単位：人)

日常生活圏域名	令和5年9月30日現在		
	総人口	高齢者人口	高齢化率
西根圏域	14,452	5,608	38.80%
松尾圏域	5,390	2,368	43.93%
安代圏域	3,769	2,059	54.63%
合計 3圏域	23,611	10,035	42.50%

資料：住民基本台帳





## 8 SDGsとの関係

本計画を推進することで、平成 27 年 9 月の国連サミットで採択された、「持続可能な開発目標 (SDGs)」の達成に向けた取り組みにもつなげていきます。SDGs は、17 のゴール (目標) と 169 のターゲット (基本目標) から構成されますが、本計画と関連性が高いゴール (目標) として、「3 すべての人に健康と福祉を」、「5 ジェンダー平等を実現しよう」、「10 人や国の不平等をなくそう」、「11 住み続けられるまちづくりを」、「16 平和と公正をすべての人に」、「17 パートナリーシップで目標を達成しよう」の 6 つが挙げられます。

このSDGsのゴール (目標) を掲げることで、本計画の目標達成の見える化に資するよう、進めていきます。

目 標		内 容
	3	すべての人に健康と福祉を あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する
	5	ジェンダー平等を実現しよう ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行う
	10	人や地域の不平等をなくそう 地域住民及び各地域の不平等を是正する
	11	住み続けられるまちづくりを 包摂的で安全かつ強靱 (レジリエント) で持続可能な都市及び人間居住を実現する
	16	平和と公正をすべての人に 平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する
	17	パートナーシップで目標を達成しよう 持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する

## 第2章 高齢者の現状と見込み

### 1 人口構成の現状と見込み

#### (1) 人口構造の現状

住民基本台帳で人口の動向をみると、総人口は毎年減少し、65歳以上の人口は増加していましたが、令和3年をピークに減少に転じています。また、\*前期高齢者（65歳から74歳まで）と、後期高齢者（75歳以上）の比率をみると、平成19年以降、後期高齢者の割合が高くなっています。

図表 1-2-1-1 八幡平市の人口と高齢化率の推移

(単位：人)

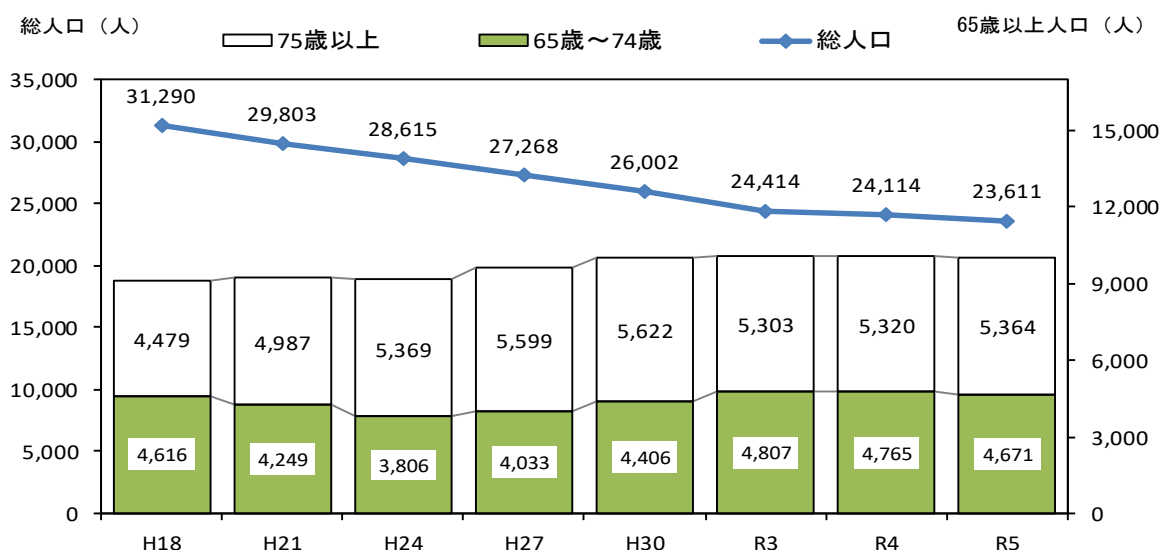
区 分	平成18年	平成21年	平成24年	平成27年	平成30年
総人口 (a)	31,290	29,803	28,615	27,268	26,002
65歳以上人口 (b)	9,095	9,236	9,175	9,632	10,028
65歳～74歳 (c)	4,616	4,249	3,806	4,033	4,406
75歳以上 (d)	4,479	4,987	5,369	5,599	5,622
高齢化率 (b/a)	29.1%	31.0%	32.1%	35.3%	38.6%
前期高齢化率 (c/a)	14.8%	14.3%	13.3%	14.8%	16.9%
後期高齢化率 (d/a)	14.3%	16.7%	18.8%	20.5%	21.6%

区 分	令和3年	令和4年	令和5年
総人口 (a)	24,414	24,114	23,611
65歳以上人口 (b)	10,110	10,085	10,035
65歳～74歳 (c)	4,807	4,765	4,671
75歳以上 (d)	5,303	5,320	5,364
高齢化率 (b/a)	41.4%	41.8%	42.5%
前期高齢化率 (c/a)	19.7%	19.8%	19.8%
後期高齢化率 (d/a)	21.7%	22.1%	22.7%

資料：住民基本台帳（毎年9月30日現在）

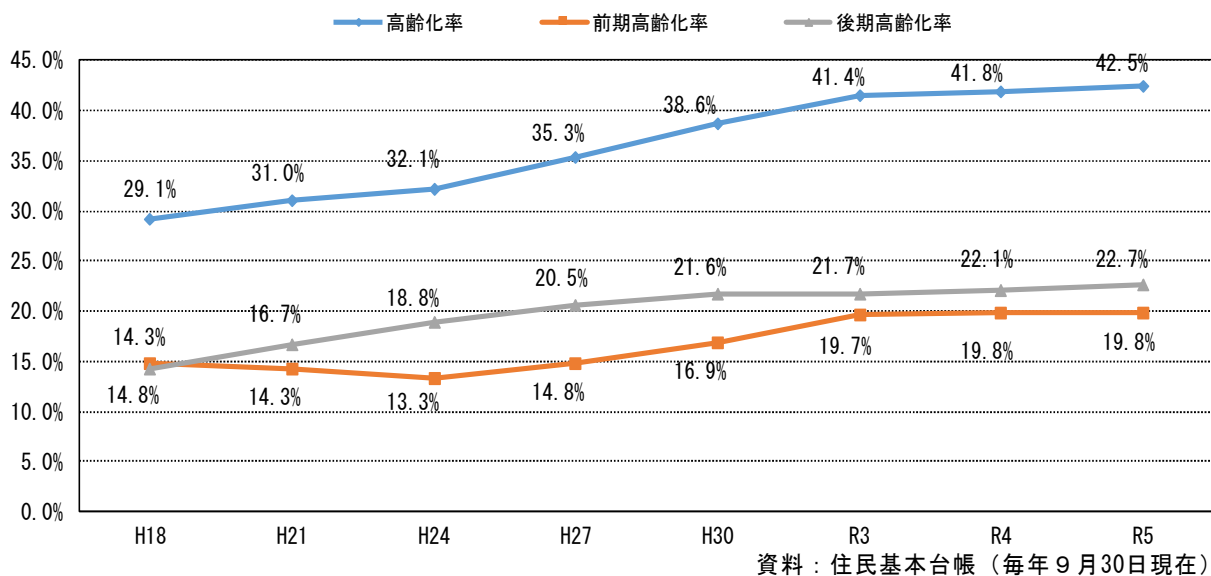
※ 外国人が住民基本台帳と統合された平成24年度以降との整合性を図るため、平成23年度には外国人登録法に基づき登録されていたものを含めている。

図表 1-2-1-2 八幡平市の人口と前期高齢者、後期高齢者の人口推移

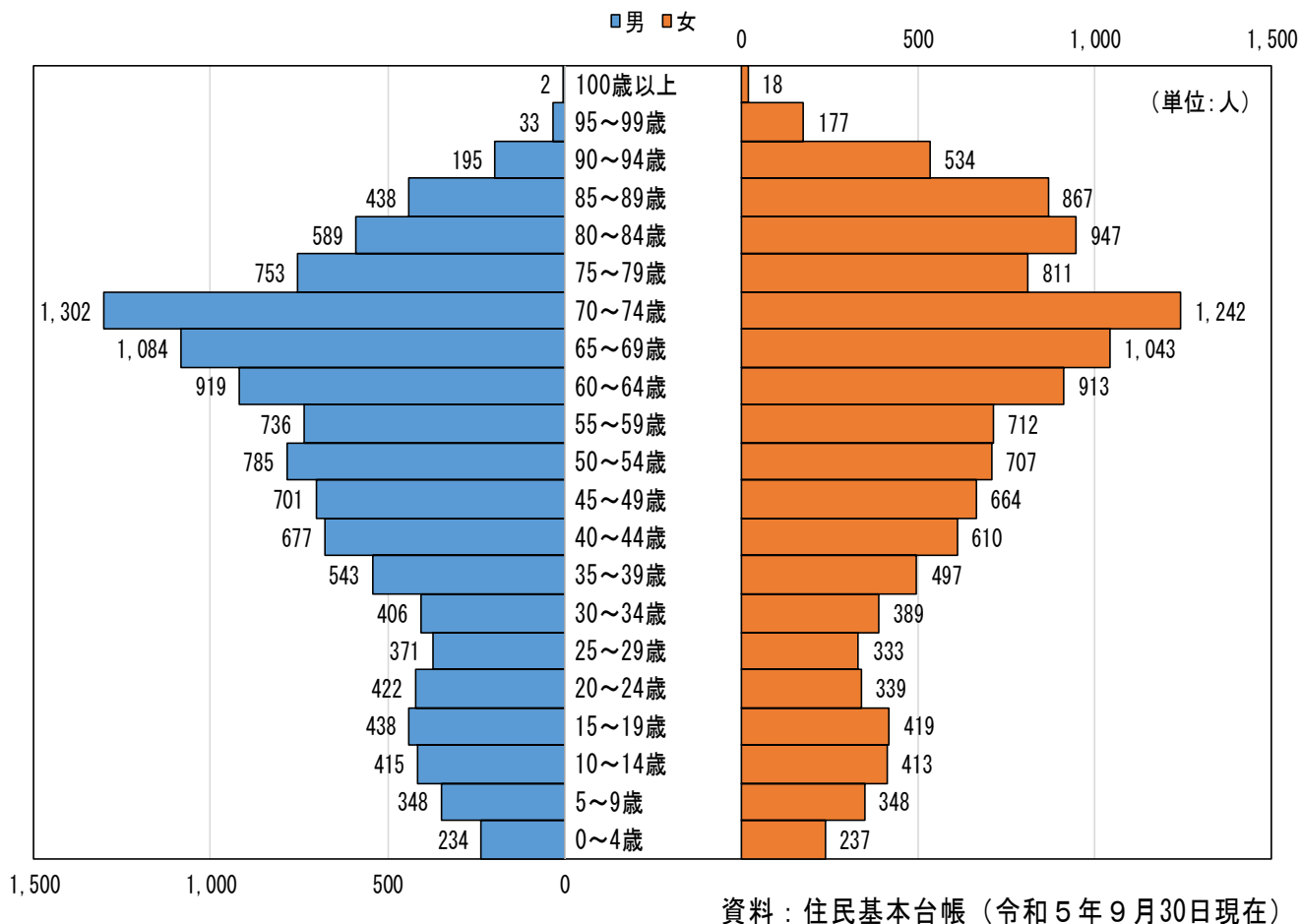


資料：住民基本台帳（毎年9月30日現在）

図表 1-2-1-3 高齢化率の推移



図表 1-2-1-4 年齢階層別人口構成



## (2) 計画期間の各年度における人口等の将来推計

### ① 推計方法

将来人口については、コーホート変化率法（注）により推計します。また、要介護認定者については、令和5年10月時点の高齢者総数における要介護認定者数の割合を基準に、人口推計及び要介護認定率の伸び率により推計します。

なお、人口推計及び要介護認定者に係る数値は、盛岡北部行政事務組合が住民基本台帳を基に推計した資料によります。

（注）コーホートとは、同年（または同期間）に出生した集団のことをいいます。コーホート変化率法とは、その集団ごとの変化を用いて人口推計を行う方法です。例えば、ある地域の現在20～24歳の住民は、5年後には25～29歳に達しますが、その間の死亡や転入、転出による移動によって人口に変化が生じます。このような年齢階層ごとの変化が今後の5年間も継続すると仮定して、現在の人口を基に、ある階層における移動の数と人口の割合を用いて、5年後の人口を推計することが可能となるという考え方です。

### ② 人口推計

総人口は、3年後の令和8年には令和5年より726人減少し、22,885人になるものと予想されます。高齢者人口も減少傾向で推移するものと見込まれます。

また、団塊ジュニア世代が高齢者となる令和22年には、全ての年代の人口が減少していく中で、高齢化率は41.7%になるものと推計されます。その10年後の令和32年には、総人口が減少していくものの、高齢化率は40%代を維持していくと見込まれます。

図表 1-2-1-5 年齢区分別人口の推移及び推計

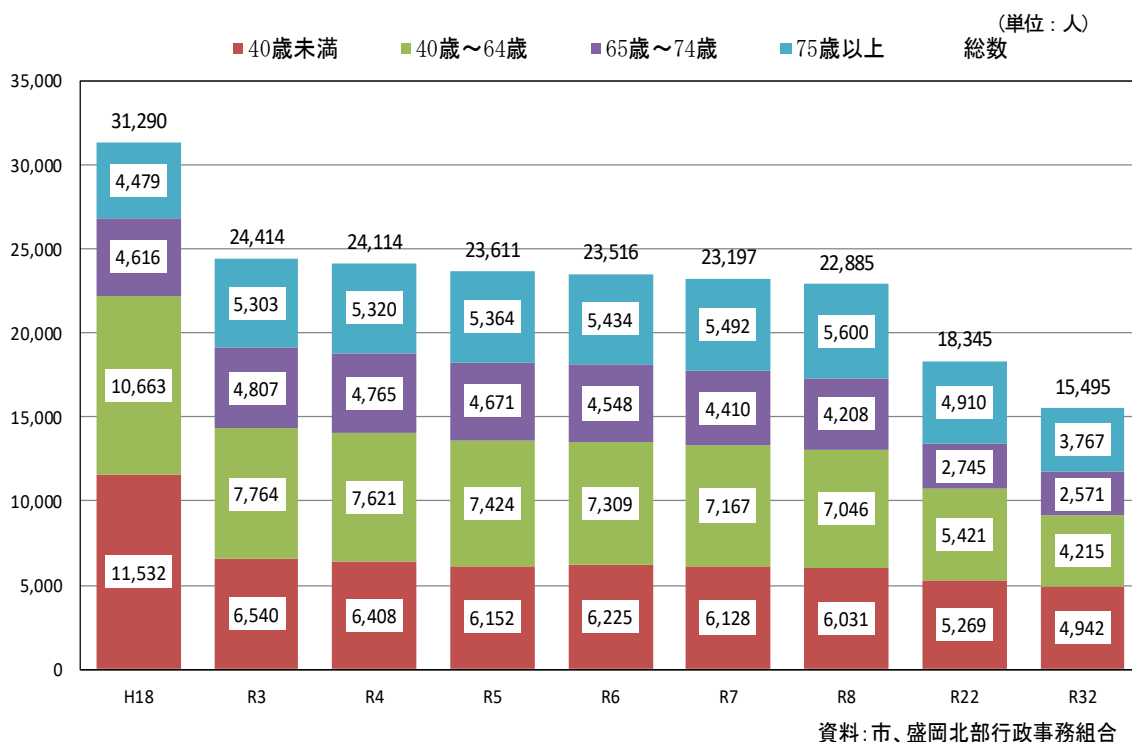
（単位：人）

区分	平成18年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	令和8年	令和22年	令和32年
総数	31,290	24,414	24,114	23,611	23,516	23,197	22,885	18,345	15,495
40歳未満	11,532	6,540	6,408	6,152	6,225	6,128	6,031	5,269	4,942
40歳～64歳	10,663	7,764	7,621	7,424	7,309	7,167	7,046	5,421	4,215
65歳～74歳	4,616	4,807	4,765	4,671	4,548	4,410	4,208	2,745	2,571
75歳以上	4,479	5,303	5,320	5,364	5,434	5,492	5,600	4,910	3,767
高齢化率	29.1%	41.4%	41.8%	42.5%	42.4%	42.7%	42.9%	41.7%	40.9%

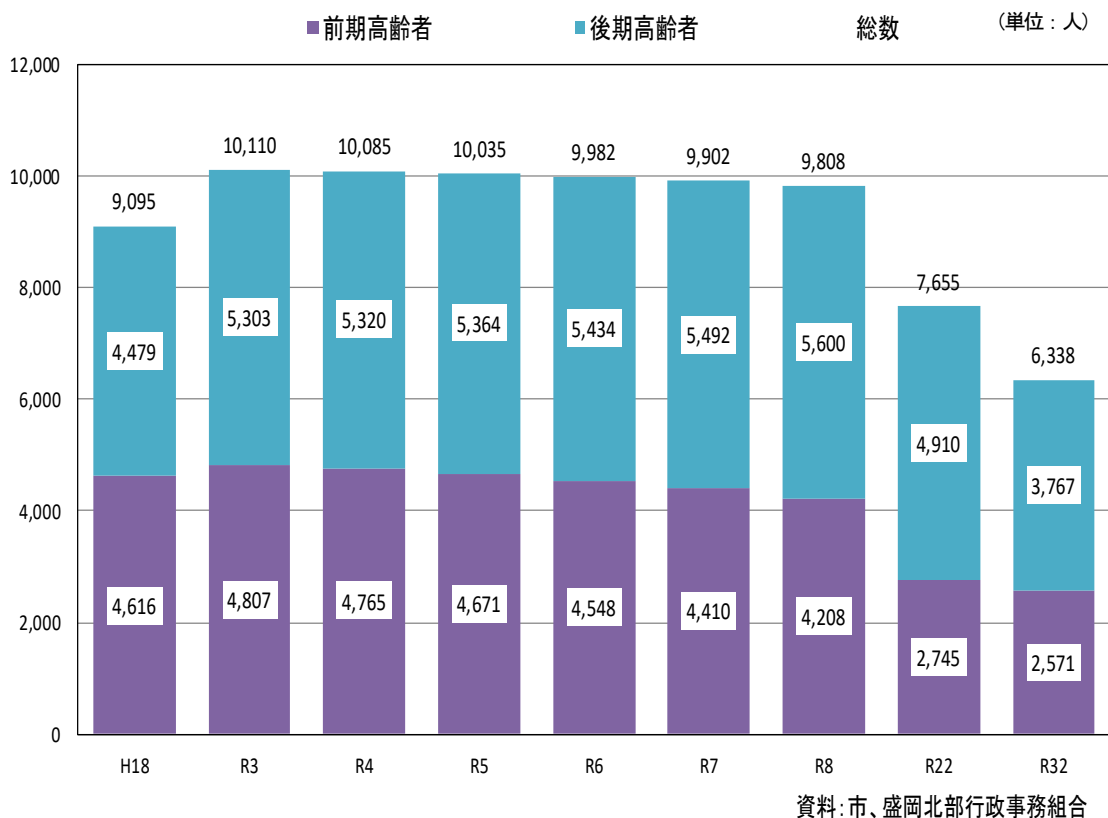
資料：市、盛岡北部行政事務組合

※令和5年までは毎年9月30日現在の住民基本台帳、令和6年以降は令和5年10月に計算した推計値

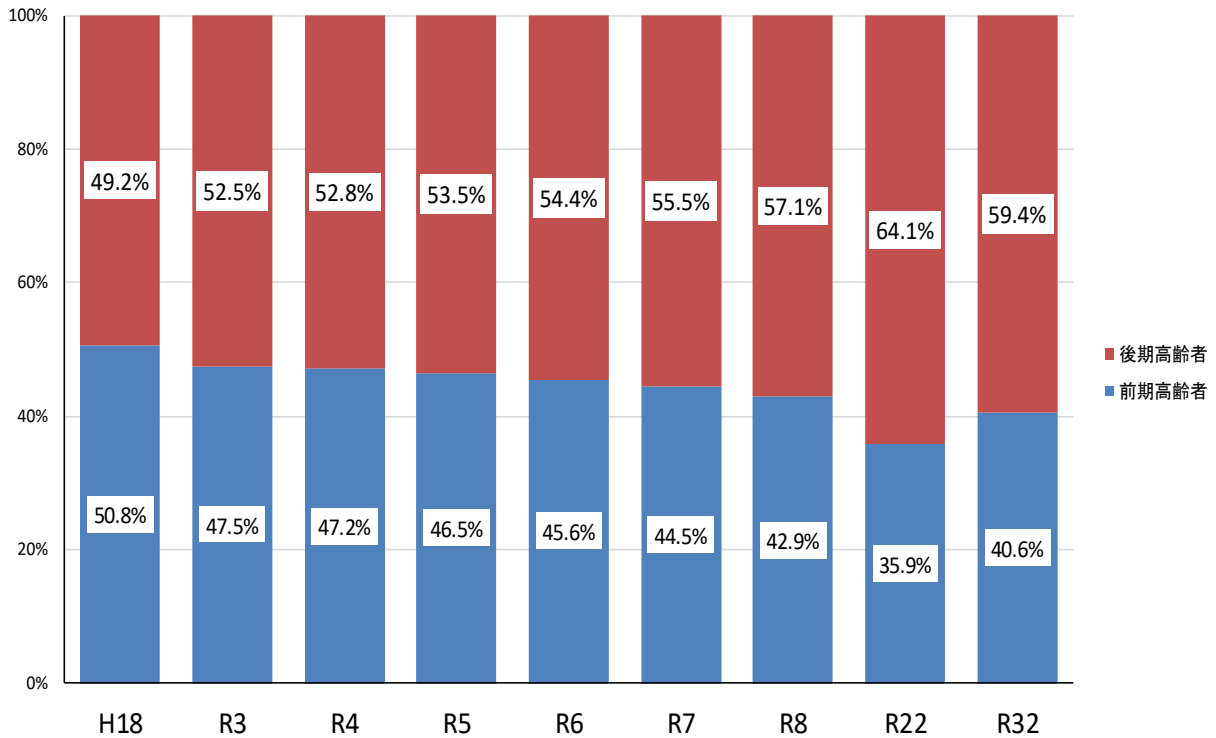
図表 1-2-1-6 年齢区分別人口推移及び人口推計



図表 1-2-1-7 前期高齢者、後期高齢者の人口推移及び人口推計



図表 1-2-1-8 前期高齢者、後期高齢者の人口構成割合の推移及び推計



資料：市、盛岡北部行政事務組合

## 2 身体障害者手帳交付の状況

身体障害者手帳の交付状況は、次のとおりです。過去3年間の推移を見ると、交付総数はほぼ横ばいの傾向にありますが、各年とも65歳以上の所持者が多い状況となっています。

図表 1-2-2-1 身体障害者手帳交付状況

令和3年1月1日現在 (単位：人)

区分	0～17歳	18～19歳	20～64歳	65～69歳	70歳～	計
1級	8	0	108	38	284	438
2級	1	0	39	27	120	187
計	9	0	147	65	404	625

令和4年1月1日現在

区分	0～17歳	18～19歳	20～64歳	65～69歳	70歳～	計
1級	9	1	103	43	279	435
2級	1	0	38	24	127	190
計	10	1	141	67	406	625

令和5年1月1日現在

区分	0～17歳	18～19歳	20～64歳	65～69歳	70歳～	計
1級	11	1	99	31	306	448
2級	1	0	38	16	125	180
計	12	1	137	47	431	628

資料：地域福祉課台帳

### 3 高齢者のいる世帯の状況

高齢者のいる世帯は、令和5年3月31日現在で6,846世帯となっており、総世帯数の64.6%となっています。このうち、一人暮らし世帯が1,585世帯、高齢者のみの世帯が1,298世帯で総世帯のおよそ27%にあたります。市内の4世帯に1世帯が高齢者のみの世帯となっています。

図表 1-2-3-1 世帯状況

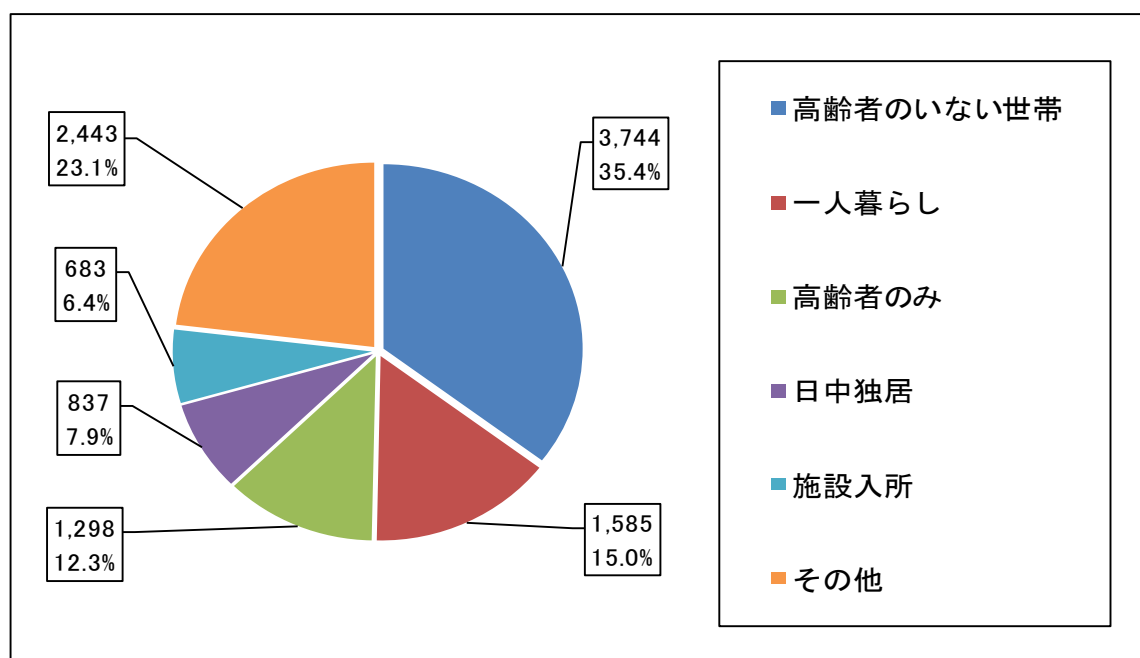
(単位：世帯)

	総世帯数	高齢者のいる世帯					
		計	一人暮らし	高齢者のみ	日中独居	施設入所	その他
西根地区	6,322	3,837	847	670	556	322	1,442
松尾地区	2,542	1,637	383	285	137	188	644
安代地区	1,726	1,372	355	343	144	173	357
計	10,590	6,846	1,585	1,298	837	683	2,443
総世帯数に対する割合	100.0%	64.6%	15.0%	12.3%	7.9%	6.4%	23.1%

資料：毎年実施している民生委員の実態調査

※総世帯数には施設入所者も1世帯としてカウントしている。

図表 1-2-3-2 世帯状況



資料：毎年実施している民生委員の実態調査

## 4 高齢者の就業の状況

令和2年の国勢調査によると、65歳以上の就業者数は3,275人となっており、平成27年の調査に比べ515人増えています。高齢者人口に占める割合は32.4%と、前回調査より3.7ポイント上回っています。

また、八幡平市シルバー人材センターにおける会員数は減少し、就労延べ人数と受託件数は、上昇傾向となっています。

図表 1-2-4-1 高齢者の就業状況

(単位：人)

	高齢者人口 (住民基本台帳) (A)	就業者 総数	65歳以上就業者数				高齢者人口 に占める就 業者割合 (B) / (A)
			合計 (B)	主に仕事	家事のほか 仕事	休業者	
平成22年	9,164	14,315	2,186	1,593	562	31	23.9%
平成27年	9,632	13,845	2,760	2,070	634	56	28.7%
令和2年	10,102	12,609	3,275	2,539	674	62	32.4%

資料：国勢調査

図表 1-2-4-2 八幡平市シルバー人材センター事業実績

区分	会員数 (人)	受託件数 (件)	就労延べ人数 (人)
令和2年度	153	879	10,708
令和3年度	151	933	11,404
令和4年度	141	1,005	11,551

資料：健康福祉課

※会員数は年度末時点



# 第3章 介護保険における被保険者数及び要介護認定者数の現状と見込み

## 1 被保険者数及び要介護認定者数の現状

### (1) 被保険者数の現状

介護保険制度の被保険者は、65歳以上の\*第1号被保険者と、40歳から64歳までの医療保険加入者である\*第2号被保険者に分けられます。

被保険者数の推移は下表のとおりで、第1号被保険者は増加傾向にありましたが、令和3年をピークに減少傾向に転じています。第2号被保険者は減少傾向となっています。

図表 1-3-1-1 被保険者数の推移

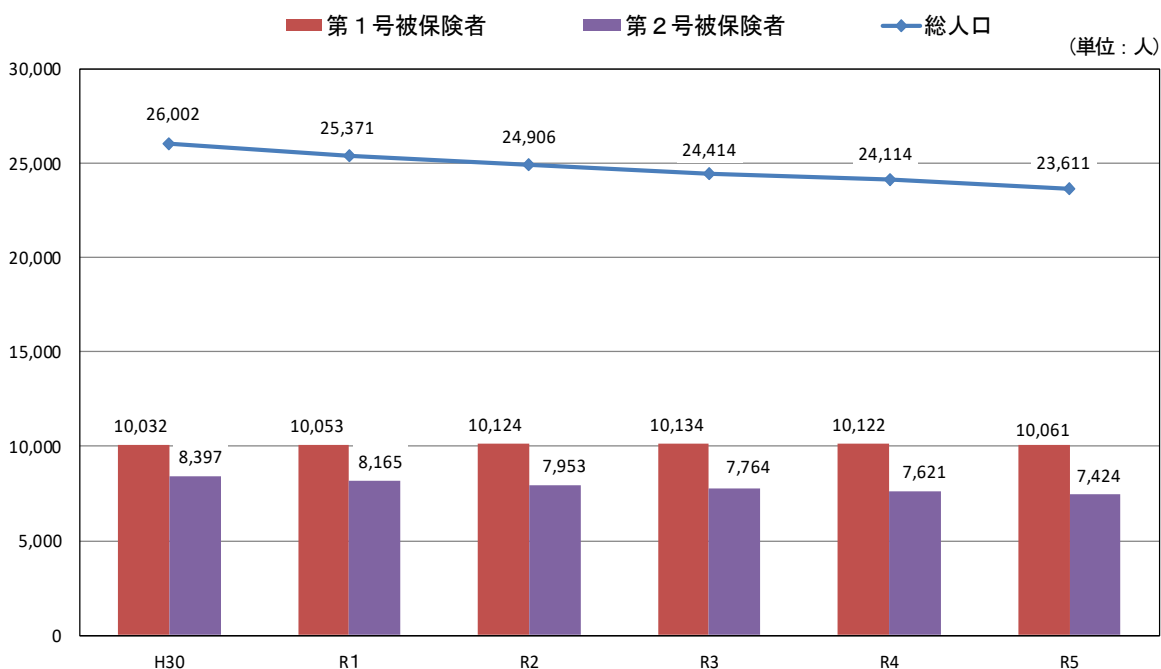
(単位：人)

	第7期介護保険事業計画期間			第8期介護保険事業計画期間		
	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
総人口	26,002	25,371	24,906	24,414	24,114	23,611
第1号被保険者	10,032	10,053	10,124	10,134	10,122	10,061
総人口に対する比率	38.6%	39.6%	40.6%	41.5%	42.0%	42.6%
第2号被保険者	8,397	8,165	7,953	7,764	7,621	7,424
総人口に対する比率	32.3%	32.2%	31.9%	31.8%	31.6%	31.4%

資料：市、盛岡北部行政事務組合

\*第2号被保険者（40～64歳）は、毎年9月30日現在の住民基本台帳による

図表 1-3-1-2 被保険者数の推移



資料：市、盛岡北部行政事務組合

## (2) 要介護認定者数の現状

要介護認定者数の推移をみると、平成30年の1,987人が令和5年には1,932人となっており、要介護認定者数及び認定率ともに漸減しています。その要因としては、人口構成の変化はあるものの、これまで実施してきた健康教室や、ふれあいいきいきサロン事業等の介護予防事業の効果が表れてきたものとも考えられます。

図表 1-3-1-3 要介護認定者数の推移（第1号被保険者）

(単位：人)

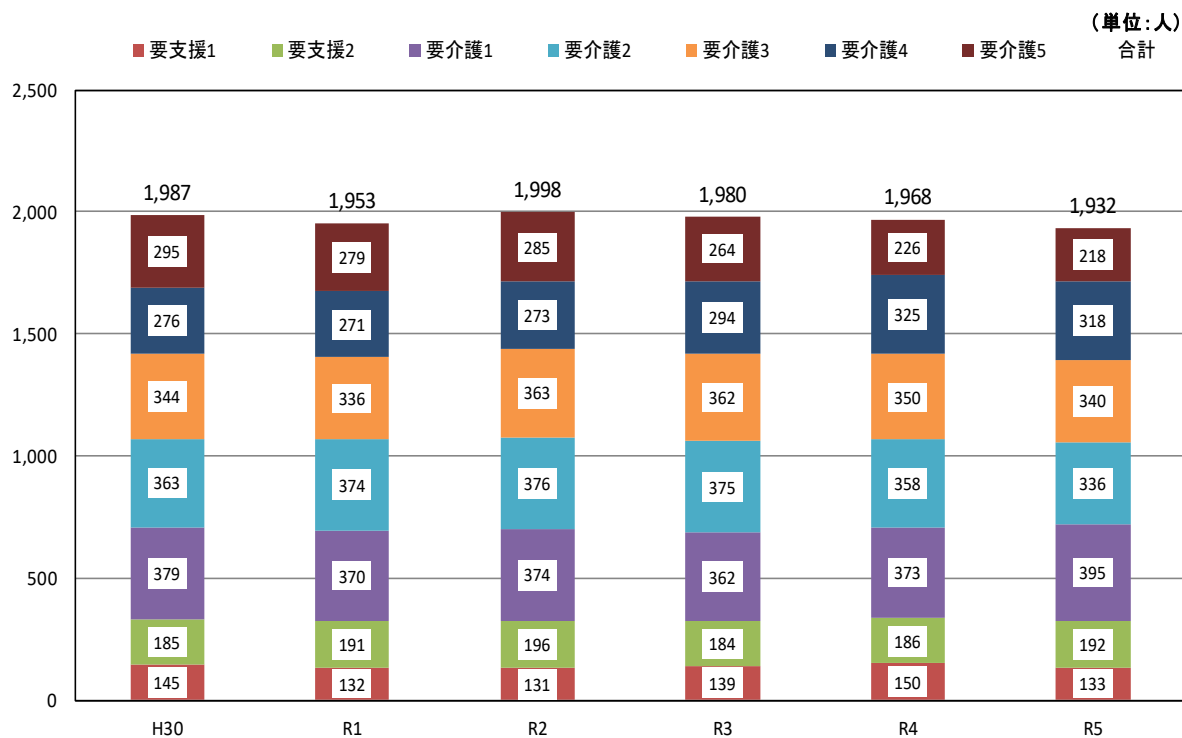
	第7期介護保険事業計画期間			第8期介護保険事業計画期間		
	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
要支援1	145	132	131	139	150	133
要支援2	185	191	196	184	186	192
要介護1	379	370	374	362	373	395
要介護2	363	374	376	375	358	336
要介護3	344	336	363	362	350	340
要介護4	276	271	273	294	325	318
要介護5	295	279	285	264	226	218
計	1,987	1,953	1,998	1,980	1,968	1,932
認定率	19.8%	19.4%	19.7%	19.5%	19.4%	19.2%

資料：盛岡北部行政事務組合

※毎年9月30日現在の実績

※認定率は、第1号被保険者に対する要介護認定者の割合

図表 1-3-1-4 要介護認定者数の推移（第1号被保険者）



資料：盛岡北部行政事務組合

## 2 被保険者数及び要介護認定者数の見込み

### (1) 被保険者数の見込み

第9期介護保険事業計画期間中並びに令和22年、令和32年における本市の被保険者数を次のとおり見込みます。総人口、第1号被保険者数及び第2号被保険者数ともに減少していくものと見込まれます。

総人口に対する第1号被保険者の比率（高齢化率）は増加傾向で推移しており、令和3年と比較すると、令和5年には1.1ポイント増加、令和8年には1.4ポイント増加と見込んでいますが、第9期介護保険事業計画期間後には、減少に転じると見込まれます。

図表 1-3-2-1 被保険者数の見込み

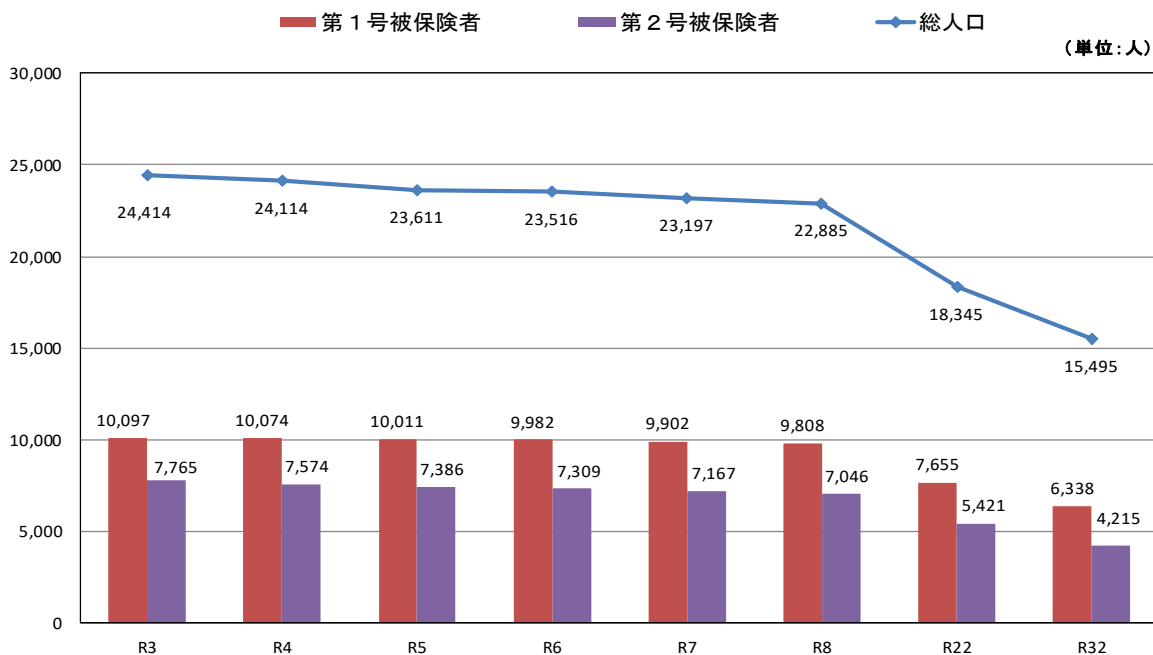
(単位：人)

	第8期介護保険事業計画期間			第9期介護保険事業計画期間			令和22年	令和32年
	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	令和8年		
総人口	24,414	24,114	23,611	23,516	23,197	22,885	18,345	15,495
第1号被保険者	10,134	10,122	10,061	9,982	9,902	9,808	7,655	6,338
総人口に対する比率	41.5%	42.0%	42.6%	42.4%	42.7%	42.9%	41.7%	40.9%
第2号被保険者	7,764	7,621	7,424	7,309	7,167	7,046	5,421	4,215
総人口に対する比率	31.8%	31.6%	31.4%	31.1%	30.9%	30.8%	29.6%	27.2%

資料：市、盛岡北部行政事務組合

※第2号被保険者（40～64歳）は、令和5年までは毎年9月30日現在の住民基本台帳、令和6年以降は令和5年10月に計算した推計値

図表 1-3-2-2 被保険者数の見込み



資料：市、盛岡北部行政事務組合

## (2) 要介護認定者数の見込み

第9期介護保険事業計画期間中並びに令和22年、令和32年における本市の要介護認定者数を次のとおり見込みます。第9期計画期間は、被保険者の減少に対して、要介護認定者もわずかに減少し、認定率はほぼ横ばいの状況になると見込まれます。

令和22年は、人口減少により、被保険者数が減少し、後期高齢者の割合が増加することにより認定率は増加するものと見込まれます。令和32年は、さらに人口減少が進み、被保険者数が減少し、前期高齢者の割合が増加することにより認定率は減少するものと見込まれます。

図表 1-3-2-3 要介護認定者数の見込み（第1号被保険者）

（単位：人）

	第8期介護保険事業計画期間			第9期介護保険事業計画期間			令和22年	令和32年
	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	令和8年		
要支援1	139	150	133	122	120	117	107	79
要支援2	184	186	192	189	188	184	164	123
要介護1	362	373	395	367	362	357	323	247
要介護2	375	358	336	389	387	383	344	270
要介護3	362	350	340	365	365	364	325	263
要介護4	294	325	318	275	274	271	245	197
要介護5	264	226	218	291	290	289	255	205
計	1,980	1,968	1,932	1,998	1,986	1,965	1,763	1,384
認定率	19.6%	19.5%	19.3%	20.0%	20.1%	20.0%	23.0%	21.8%

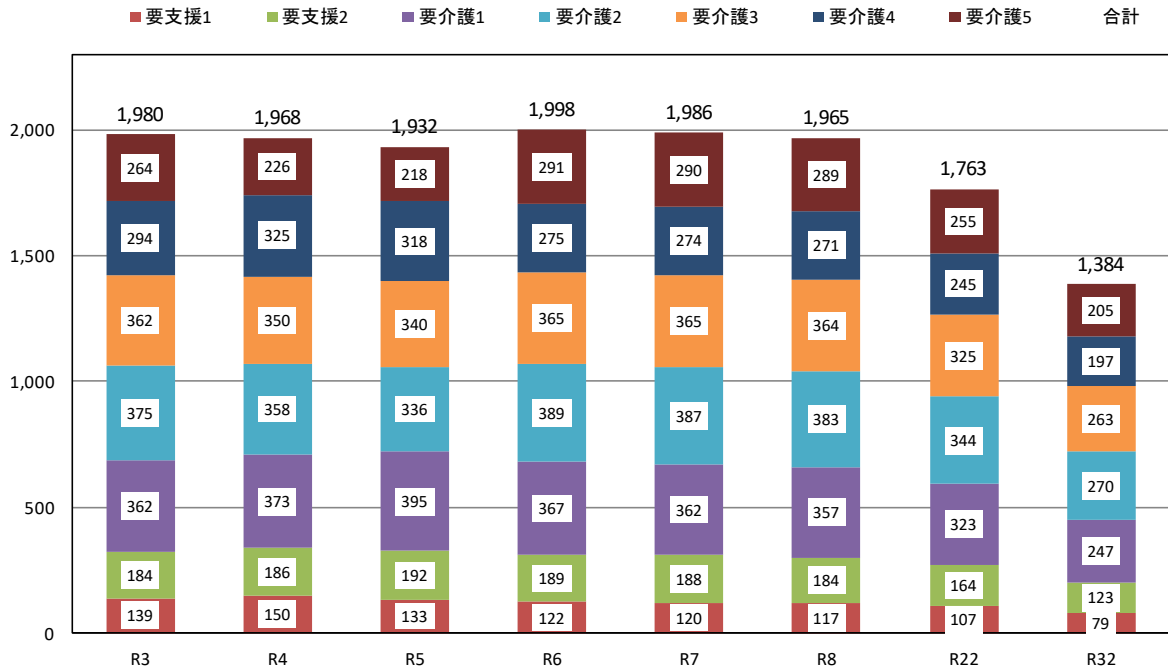
資料：盛岡北部行政事務組合

※認定率は、第1号被保険者に対する要介護認定者の割合

※令和5年度までは毎年9月30日現在の実績値、令和6年度以降は令和5年10月に計算した推計値

図表 1-3-2-4 要介護認定者数の見込み（第1号被保険者）

（単位：人）



資料：盛岡北部行政事務組合

## 第2部 各論

### 第1章 介護予防と生きがいづくりの推進

#### 1 介護予防の推進

【現状と課題】

\*(",

'S'S

【施策の方向性】

【目標とする成果とその指標】

成果指標項目	現状値 (R5)	目標値 (R8)
要介護認定率 (第1号被保険者)	19.20 % (9月時点)	20.00 %以下

#### (1) 介護予防の推進

##### ① 高齢者健康教室

%







































































資料編



**改正**

平成18年3月30日告示第66号

平成21年3月30日告示第48号

平成24年3月28日告示第68号

平成28年3月28日告示第60号

令和2年3月3日告示第23号

八幡平市高齢者福祉計画策定委員会設置要綱

(設置)

**第1条** 八幡平市高齢者福祉計画（以下「計画」という。）の策定を円滑に推進するため、八幡平市高齢者福祉計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

**第2条** 委員会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 事業計画の策定に係る基本的事項の検討に関すること。
- (2) 見直し計画の策定に関すること。
- (3) 事業計画及びその他見直し計画の策定に関し、必要と認められる事項

(組織)

**第3条** 委員会は、委員20人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 関係団体等の代表者
- (2) 識見を有する者
- (3) その他老人福祉の推進のために必要と認められる者

(委員の任期)

**第4条** 委員の任期は、事業計画の策定に係る基本的事項の検討及び見直し計画の策定が終了したときまでとする。

(委員長及び副委員長)

**第5条** 委員会に委員長及び副委員長をそれぞれ1人置き、委員の互選とする。

- 2 委員長は、会務を総理し、議長となる。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

**第6条** 委員会は、必要に応じて委員長が招集する。

(報償)

**第7条** 委員には、予算の範囲内で報償金を支給する。

(庶務)

**第8条** 委員会の庶務は、健康福祉課において処理する。

(その他)

**第9条** この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

**附 則**

この告示は、平成17年9月1日から施行する。

**前 文** (抄) (平成18年3月30日告示第66号)

平成18年4月1日から施行する。

**附 則** (平成21年3月30日告示第48号)

この告示は、平成21年4月1日から施行する。

**附 則** (平成24年3月28日告示第68号)

この告示は、平成24年4月1日から施行する。

**附 則** (平成28年3月28日告示第60号)

この告示は、平成28年4月1日から施行する。

**附 則** (令和2年3月3日告示第23号)

この告示は、令和2年4月1日から施行する。



## 八幡平市高齢者福祉計画策定委員会委員名簿

敬称略・順不同

番号	団 体 名	職名	氏名	備考
1	一般社団法人岩手西北医師会	参与	及川 忠人	委員長
2	岩手八幡平歯科医師会	理事	佐藤 史尚	
3	八幡平市保健福祉連携推進協議会	副会長	遠藤 一子	
4	八幡平市老人クラブ連合会	会長	勝又 紘一	
5	西根地区民生児童委員協議会	会長	三田村 昇	
6	松尾地区民生児童委員協議会	会長	八幡 竹男	
7	安代地区民生児童委員協議会	会長	立花 義弘	副委員長
8	八幡平市婦人会連絡協議会	会長	瀬川 愛子	
9	八幡平市身体障害者福祉協会	会長	宇土沢 弘子	
10	社会福祉法人八幡平市社会福祉協議会	会長	岡田 久	
11	介護保険被保険者代表	盛岡北部行政事務組合 運営協議会委員	阿部 正昭	
12	介護保険被保険者代表	盛岡北部行政事務組合 地域密着型運営委員	高橋 清志	
13	西根地区地域振興協議会	八幡平市平館 地域振興協議会 会長	工藤 弘光	
14	松尾地区地域振興協議会	八幡平市松尾地区 地域振興協議会 理事	田村 英典	
15	安代地区地域振興協議会	五日市 振興協議会 会長	羽澤 良和	

## 八幡平市高齢者福祉計画策定委員会の審議の経過

開催日	会議名	主な案件
令和5年 12月19日	第1回八幡平市高齢者 福祉計画策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・委員長、副委員長選任について</li> <li>・計画に係る実績等について</li> <li>・計画策定までのスケジュールについて</li> <li>・計画の概要、基本理念と基本目標の設定について</li> <li>・八幡平市高齢者福祉計画（第1部 総論）素案について</li> </ul>
令和6年 2月15日	第2回八幡平市高齢者 福祉計画策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・八幡平市高齢者福祉計画（第2部 各論）素案について</li> <li>・パブリックコメントの実施について</li> </ul>
令和6年 3月21日	第3回八幡平市高齢者 福祉計画策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・パブリックコメントの実施結果について</li> <li>・八幡平市高齢者福祉計画（案）について</li> </ul>

# 介護保険の状況と介護サービスの見込み量等

盛岡北部行政事務組合第9期介護保険事業計画より抜粋



# 1 介護保険の状況

## (1) サービス利用の状況 (第1号被保険者)

区分	令和3年	令和4年	令和5年
認定者数	1,980人	1,968人	1,932人
サービス利用者数	1,582人	1,584人	1,545人
認定率	19.5%	19.4%	19.2%
利用率	79.8%	80.4%	79.9%

※毎年9月30日

## (2) 居宅サービスの利用者数

### 《居宅サービス》

(単位：人/月)

区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
訪問介護	176	177	181
訪問入浴介護	9	9	11
訪問看護	65	61	57
訪問リハビリテーション	2	2	1
居宅療養管理指導	41	47	43
通所介護	393	378	359
通所リハビリテーション	184	178	176
短期入所生活介護	104	108	107
短期入所療養介護 (介護老人保健施設)	14	14	17
短期入所療養介護 (病院等)	0	0	0
短期入所療養介護 (介護医療院)	0	0	0
福祉用具貸与	406	414	417
特定福祉用具購入費	7	8	10
住宅改修	2	3	1
特定施設入居者生活介護	23	25	24
居宅介護支援	800	781	750

※各サービスの内容については、用語解説に掲載しています。

《介護予防サービス》

(単位：人/月)

区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
介護予防訪問入浴介護	0	0	0
介護予防訪問看護	3	4	3
介護予防訪問リハビリテーション	0	0	0
介護予防居宅療養管理指導	2	2	1
介護予防通所リハビリテーション	55	58	57
介護予防短期入所生活介護	2	1	1
介護予防短期入所療養介護 (介護老人保健施設)	0	0	0
介護予防短期入所療養介護 (病院等)	0	0	0
介護予防短期入所療養介護 (介護医療院)	0	0	0
介護予防福祉用具貸与	40	43	44
特定介護予防福祉用具購入費	1	1	2
介護予防住宅改修	1	1	1
介護予防特定施設入居者生活 介護	2	1	2
介護予防支援	90	96	92

※各サービスの内容については、用語解説に掲載しています。

### (3) 地域密着型サービスの利用者数

#### 《地域密着型サービス》

(単位：人/月)

区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	0	1	2
夜間対応型訪問介護	0	0	0
地域密着型通所介護	41	42	42
認知症対応型通所介護	30	27	27
小規模多機能型居宅介護	37	36	37
認知症対応型共同生活介護	47	47	48
地域密着型特定施設入居者生活介護	0	0	0
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	28	29	29
看護小規模多機能型居宅介護	2	2	2

#### 《地域密着型介護予防サービス》

(単位：人/月)

区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
介護予防認知症対応型通所介護	1	1	1
介護予防小規模多機能型居宅介護	3	3	4
介護予防認知症対応型共同生活介護	0	0	0

### (4) 施設サービスの利用状況

(単位：人/月)

区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
介護老人福祉施設	266	264	266
介護老人保健施設	223	220	216
介護医療院	7	6	11
介護療養型医療施設	8	1	1

※各サービスの内容については、用語解説に掲載しています。

(5) 介護サービス提供事業者の現状

区分	事業所数		圏域別事業所数		
	R2. 12. 1 現在	R5. 10. 1 現在	西根	松尾	安代
訪問介護	4	5	1	3	1
訪問入浴介護	0	0	0	0	0
訪問看護	1	1	0	1	0
訪問リハビリテーション	2	2	1	1	0
通所介護	7	7	3	2	2
通所リハビリテーション	4	4	1	2	1
短期入所生活介護	6	6	2	3	1
短期入所療養介護	3	3	1	1	1
特定施設入居者生活介護	1	1	0	1	0
居宅介護支援事業者	10	12	6	4	2
介護予防支援事業所	1	1	1		
認知症対応型通所介護	1	1	1	0	0
小規模多機能型居宅介護	2	2	2	0	0
地域密着型介護老人福祉施設	1	1	0	1	0
認知症対応型共同生活介護	5	5	4	0	1
地域密着型通所介護	4	3	2	1	0
介護老人福祉施設	4	4	2	1	1
介護老人保健施設	3	3	1	1	1
介護療養型医療施設	0	0	0	0	0
合計	59	61			



## 2 介護保険によるサービスの見込み

### (1) 居宅介護サービス利用者の見込み

#### ①訪問介護

訪問介護の利用対象となる要介護1から要介護5の認定者の利用は、減少傾向で推移し、令和8年度で年間81,150回、2,114人を見込みます。

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用回数 (回/年)	83,960	82,814	81,150
利用人数 (人/年)	2,184	2,156	2,114

#### ②訪問入浴介護

訪問入浴介護の利用対象となる要介護1から要介護5の認定者の利用は、横ばい傾向で推移し、令和8年度で年間549回、116人を見込みます。

また、必要なサービス量は、既存の事業者により確保されると見込みます。

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用回数 (回/年)	574	574	549
利用人数 (人/年)	121	121	116

#### ③訪問看護

訪問看護の利用対象となる要介護1から要介護5の認定者の利用は、減少傾向で推移し、令和8年度で年間7,725回、738人を見込みます。

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用回数 (回/年)	8,010	7,801	7,725
利用人数 (人/年)	763	745	738

#### ④訪問リハビリテーション

訪問リハビリテーションの利用対象となる要介護1から要介護5の認定者の利用は、横ばい傾向で推移し、令和8年度で年間218回、23人を見込みます。

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用回数 (回/年)	225	225	218
利用人数 (人/年)	24	24	23

#### ⑤居宅療養管理指導

居宅療養管理指導の利用対象となる要介護1から要介護5の認定者の利用は、増加から横ばい傾向で推移し、令和8年度で年間626人を見込みます。

また、必要なサービス量は、既存の事業者、医療機関等により確保されると見込みます。

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用人数 (人/年)	647	631	626

### ⑥通所介護

通所介護の利用対象となる要介護1から要介護5の認定者の利用は、減少傾向で推移し、令和8年度で年間39,485回、3,879人を見込みます。

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用回数 (回/年)	42,312	40,093	39,485
利用人数 (人/年)	4,146	3,937	3,879

### ⑦通所リハビリテーション

通所リハビリテーションの利用対象となる要介護1から要介護5の認定者の利用は、減少傾向で推移し、令和8年度で年間15,506回、2,047人を見込みます。

また、必要なサービス量は、既存の事業者により確保されると見込みます。

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用回数 (回/年)	15,863	15,661	15,506
利用人数 (人/年)	2,096	2,069	2,047

### ⑧短期入所生活介護

短期入所生活介護の利用対象となる要介護1から要介護5の認定者の利用は、減少傾向で推移し、令和8年度で年間17,268日、1,263人を見込みます。

また、必要なサービス量は、既存の事業者により確保されると見込みます。

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用日数 (日/年)	17,785	17,536	17,268
利用人数 (人/年)	1,299	1,281	1,263

### ⑨短期入所療養介護（介護老人保健施設）

短期入所療養介護（介護老人保健施設）の利用対象となる要介護1から要介護5の認定者の利用は、減少傾向で推移し、令和8年度で年間1,701日、169人を見込みます。

また、必要なサービス量は、既存の事業者により確保されると見込みます。

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用日数 (日/年)	1,820	1,771	1,701
利用人数 (人/年)	181	175	169

### ⑩短期入所療養介護（病院等）

短期入所療養介護（病院等）の利用対象となる要介護1から要介護5の認定者の利用は、令和6年度から令和8年度まで見込みませんが、状況に応じて、利用者のニーズを把握し、サービス提供に向けて検討します。

### ⑪短期入所療養介護（介護医療院）

短期入所療養介護（介護医療院）の利用対象となる要介護1から要介護5の認定者の利用は、令和6年度から令和8年度まで見込みませんが、状況に応じて、利用者のニーズを把握し、サービス提供に向けて検討します。

### ⑫福祉用具貸与

福祉用具貸与の利用対象となる要介護1から要介護5の認定者の利用は、減少傾向で推移し、令和8年度で年間5,314人を見込みます。

また、必要なサービス量は、既存の事業者により確保されると見込みます。

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用人数（人／年）	5,463	5,385	5,314

### ⑬特定福祉用具購入費

特定福祉用具購入費の利用対象となる要介護1から要介護5の認定者の利用は、横ばい傾向で推移し、令和8年度で年間102人を見込みます。

また、必要なサービス量は、既存の事業者により確保されると見込みます。

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用人数（人／年）	102	102	102

### ⑭特定施設入居者生活介護

特定施設入居者生活介護の利用対象となる要介護1から要介護5の認定者の利用は、横ばい傾向で推移し、令和8年度で年間283人を見込みます。

また、必要なサービス量は、既存の事業者により確保されると見込みます。

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用人数（人／年）	283	283	283

## （2）地域密着型サービス

地域密着型サービスは、高齢者が要介護状態になっても住み慣れた地域での生活を24時間体制で支えるという観点から、要介護者の日常生活圏域内にサービス提供の拠点を作り、行うサービスです。

### ①定期巡回・随時対応型訪問介護看護

定期巡回・随時対応型訪問介護看護の利用対象となる要介護1から要介護5の認定者の利用は、横ばい傾向で推移し、令和8年度には年間30人を見込みます。

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用人数（人／年）	30	30	30

### ②夜間対応型訪問介護

夜間対応型訪問介護の利用対象となる要介護1から要介護5の認定者の利用は、令和6年度から令和8年度まで見込みませんが、状況に応じて、利用者のニーズを把握し、サービス提供に向けて、事業者の新規参入を働きかけていきます。

### ③地域密着型通所介護

地域密着型通所介護の利用対象となる要介護1から要介護5の認定者の利用は、増加傾向で推移し、令和8年度で年間13,031回、1,013人を見込みます。

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用回数（回／年）	10,969	13,228	13,031
利用人数（人／年）	823	1,023	1,013

### ④認知症対応型通所介護

認知症対応型通所介護の利用対象となる要介護1から要介護5の認定者の利用は、横ばい傾向で推移し、令和8年度で年間4,063回、350人を見込みます。

また、必要なサービス量は、既存の事業者により確保されると見込みます。

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用回数（回／年）	3,833	4,063	4,063
利用人数（人／年）	350	350	350

### ⑤小規模多機能型居宅介護

小規模多機能型居宅介護の利用対象となる要介護1から要介護5の認定者の利用は、減少傾向で推移し、令和8年度で年間462人を見込みます。

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用人数（人／年）	479	471	462

### ⑥認知症対応型共同生活介護

認知症対応型共同生活介護の利用対象となる要介護1から要介護5の認定者の利用は、減少傾向で推移し、令和8年度で年間560人を見込みます。

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用人数（人／年）	574	567	560

### ⑦地域密着型特定施設入居者生活介護

地域密着型特定施設入居者生活介護の利用対象となる要介護1から要介護5の認定者の利用は、令和6年度から令和8年度まで見込みませんが、状況に応じて、利用者のニーズを把握し、サービス提供に向けて検討します。

### ⑧地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の利用対象となる要介護3から要介護5の認定者の利用は、横ばい傾向で推移し、令和8年度には年間351人を見込みます。

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用人数（人／年）	351	351	351

### ⑨看護小規模多機能型居宅介護

看護小規模多機能型居宅介護の利用対象となる要介護1から要介護5の認定者の利用は、横ばい傾向で推移し、令和8年度には年間28人を見込みます。

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用人数（人／年）	28	28	28

### (3) 住宅改修（介護給付）

住宅改修の利用対象となる要介護1から要介護5の認定者の利用は、令和8年度で年間35人を見込みます。

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用人数（人／年）	35	35	35

### (4) 居宅介護支援

居宅介護支援の利用対象となる要介護1から要介護5の認定者の利用は、令和8年度で年間9,034人を見込みます。

また、必要なサービス量は、既存の事業者により確保されると見込みます。

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用人数（人／年）	9,272	9,157	9,034

## (5) 介護保険施設サービス

### ①介護老人福祉施設

介護老人福祉施設の利用対象となる要介護3から要介護5の認定者の利用は、令和8年度で年間3,290人を見込みます。

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用人数(人/年)	3,187	3,290	3,290

### ②介護老人保健施設

介護老人保健施設の利用対象となる要介護1から要介護5の認定者の利用は、令和8年度で年間2,592人を見込みます。

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用人数(人/年)	2,592	2,592	2,592

### ③介護医療院

介護医療院の利用対象となる要介護1から要介護5の認定者の利用は、令和8年度において年間129人を見込みます。

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用人数(人/年)	129	129	129

## (6) 介護予防サービス

介護予防サービスは、状態の改善と悪化の予防を目的としたサービスです。

できないことを補助するだけでなく、利用者本人のできることを増やし、生き生きとした生活を送れるように支援します。

介護サービスとの内容的な違いは、サービスの提供方法や提供期間などです。

### ①介護予防訪問入浴介護

介護予防訪問看護の利用対象となる要支援1、要支援2の認定者の利用は、令和6年度から令和8年度まで見込みませんが、状況に応じて、利用者のニーズを把握し、サービス提供に向けて検討します。

### ②介護予防訪問看護

介護予防訪問看護の利用対象となる要支援1、要支援2の認定者の利用は、令和8年度で年間326回、45人を見込みます。

また、必要なサービス量は、既存の事業者、医療機関等により確保されると見込みます。

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用回数 (回/年)	326	326	326
利用人数 (人/年)	45	45	45

### ③介護予防訪問リハビリテーション

介護予防訪問リハビリテーションの利用対象となる要支援1、要支援2の認定者の利用は、令和6年度から令和8年度まで見込みませんが、状況に応じて、利用者のニーズを把握し、サービス提供に向けて検討します。

### ④介護予防居宅療養管理指導

介護予防居宅療養管理指導の利用対象となる要支援1、要支援2の認定者の利用は、令和8年度で年間23人を見込みます。

また、必要なサービス量は、既存の事業者、医療機関等により確保されると見込みます。

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用人数 (人/年)	23	23	23

### ⑤介護予防通所リハビリテーション

介護予防通所リハビリテーションの利用対象となる要支援1、要支援2の認定者の利用は、令和8年度で年間681人を見込みます。

また、必要なサービス量は、既存の事業者により確保されると見込みます。

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用人数 (人/年)	706	701	681

### ⑥介護予防短期入所生活介護

介護予防短期入所生活介護の利用対象となる要支援1、要支援2の認定者の利用は、令和8年度で年間137日、25人を見込みます。

また、必要なサービス量は、既存の事業者により確保されると見込みます。

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用日数 (日/年)	137	137	137
利用人数 (人/年)	25	25	25

### ⑦介護予防短期入所療養介護（介護老人保健施設）

介護予防短期入所療養介護（介護老人保健施設）の利用対象となる要支援1、要支援2の認定者の利用は、令和6年度から令和8年度まで見込みませんが、状況に応じて、利用者のニーズを把握し、サービス提供に向けて検討します。

### ⑧介護予防短期入所療養介護（病院等）

介護予防短期入所療養介護（病院等）の利用対象となる要支援1、要支援2の認定者の利用は、令和6年度から令和8年度まで見込みませんが、状況に応じて、利用者のニーズを把握し、サービス提供に向けて検討します。

### ⑨介護予防短期入所療養介護（介護医療院）

介護予防短期入所療養介護（介護医療院）の利用対象となる要支援1、要支援2の認定者の利用は、令和6年度から令和8年度まで見込みませんが、状況に応じて、利用者のニーズを把握し、サービス提供に向けて検討します。

### ⑩介護予防福祉用具貸与

介護予防福祉用具貸与の利用対象となる要支援1、要支援2の認定者の利用は、令和8年度で年間515人を見込みます。

また、必要なサービス量は、既存の事業者により確保されると見込みます。

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用人数（人／年）	532	524	515

### ⑪特定介護予防福祉用具購入費

特定介護予防福祉用具購入費の利用対象となる要支援1、要支援2の認定者の利用は、令和8年度で年間23人を見込みます。

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用人数（人／年）	23	23	23

### ⑫介護予防特定施設入居者生活介護

介護予防特定施設入居者生活介護の利用対象となる要支援1、要支援2の認定者の利用は、令和8年度で年間24人を見込みます。

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用人数（人／年）	24	24	24

## （7）地域密着型介護予防サービス

### ①介護予防認知症対応型通所介護

介護予防認知症対応型通所介護の利用対象となる要支援1、要支援2の認定者の利用は、令和8年度で年間56回、16人を見込みます。

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用回数（回／年）	56	56	56
利用人数（人／年）	16	16	16



## ②介護予防小規模多機能型居宅介護

介護予防小規模多機能型居宅介護の利用対象となる要支援1、要支援2の認定者の利用は、令和8年度で年間40人を見込みます。

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用人数（人／年）	40	40	40

## ③介護予防認知症対応型共同生活介護

介護予防認知症対応型共同生活介護の利用対象となる要支援1、要支援2の認定者の利用は、令和6年度から令和8年度まで見込みませんが、状況に応じて、利用者のニーズを把握し、サービス提供に向けて検討します。

## (8) 住宅改修（介護予防）

住宅改修（介護予防）の利用対象となる要支援1、要支援2の認定者の利用は、令和8年度で年間17人を見込みます。

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用人数（人／年）	17	17	17

## (9) 介護予防支援

介護予防支援の利用対象となる要支援1、要支援2の認定者の利用は、令和8年度で年間1,126人を見込みます。

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用人数（人／年）	1,164	1,154	1,126

## 支援・サービスの提供者一覧

区分	西根圏域	松尾圏域	安代圏域
病院	・八幡平市立病院（往診・訪問看護）	・東八幡平病院（訪問看護）	
診療所	・吉田内科呼吸器科医院 ・にしね眼科クリニック ・森整形外科 ・エールクリニック八幡平 ・平館クリニック		・安代診療所 ・田山診療所
歯科（訪問歯科含む）	・一戸歯科クリニック ・佐藤歯科医院 ・たかしま歯科医院 ・岡田歯科医院 ・山口歯科医院 ・前田歯科医院	・東八幡平病院（歯科） ・ビーナス・Eデンタルオフィス	・小原歯科医院 ・アオキ歯科医院
相談機関	八幡平市地域包括支援センター（市全域）		
	・西根ランチ	・松尾ランチ	・りんどう苑ランチ
居宅介護支援	・西根会指定居宅介護支援事業所 ・西根会北部指定居宅介護支援事業所 ・麗峰苑指定居宅介護支援事業所 ・JAライフサポート西根指定居宅介護支援事業所 ・松誠会岩鷲苑指定居宅介護支援事業所 ・指定居宅介護支援事業所 里・つむぎ	・富士見荘指定居宅介護支援事業所 ・指定居宅介護支援事業所のぞみ ・指定居宅介護支援事業所 ふぁみりあ安比高原 ・指定居宅介護支援事業所 ライラック安比高原	・安代会居宅介護支援事業所 ・松誠会あしろ苑指定居宅介護支援事業所
訪問介護	・JAライフサポートホームヘルプステーション西根	・富士見荘指定訪問介護事業所 ・訪問介護ふぁみりあ安比高原 ・訪問介護ステーションライラック安比高原	・ふれあいセンター安代訪問介護事業所
訪問看護ステーション		・訪問看護事業所のぞみ	
訪問リハビリテーション	・森整形外科	・東八幡平病院	
居宅療養管理指導	市内に所在する医療機関（歯科含む）、薬局などが指定されています。		
通所介護	・西根会指定通所介護事業所 ・西根会北部指定通所介護事業所 ・森のデイサービス	・松尾デイサービスセンター ・八幡平ハイツ デイサービスほかほかクラブ	・りんどう苑デイサービスセンター ・ふれあいセンター安代デイサービスセンター
通所リハビリテーション	・介護老人保健施設 岩鷲苑	・東八幡平病院 ・介護老人保健施設 希望（のぞみ）	・介護老人保健施設 あしろ苑

## 支援・サービスの提供者一覧

区分	西根圏域	松尾圏域	安代圏域
短期入所生活介護	<ul style="list-style-type: none"> <li>・西根会指定短期入所生活介護事業所</li> <li>・特別養護老人ホーム 麗峰苑 (空床利用型)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・富士見荘短期入所生活介護事業所</li> <li>・富士見荘空床利用型短期入所生活介護事業所</li> <li>・はらからの里短期入所生活介護事業所</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・りんどう苑短期入所事業所</li> </ul>
短期入所療養介護	<ul style="list-style-type: none"> <li>・介護老人保健施設 岩鷲苑</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・介護老人保健施設 希望 (のぞみ)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・介護老人保健施設 あしろ苑</li> </ul>
認知症対応型通所介護	<ul style="list-style-type: none"> <li>・認知症対応型通所介護事業所 里・つむぎ</li> </ul>		
小規模多機能型居宅介護	<ul style="list-style-type: none"> <li>・陽だまりの家平館</li> <li>・小規模多機能ホーム くるまっこ</li> </ul>		
地域密着型介護老人福祉施設		<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域密着型介護老人福祉施設 はらからの里</li> </ul>	
認知症対応型共同生活介護	<ul style="list-style-type: none"> <li>・むらさき苑かまど わの家</li> <li>・グループホーム ななしぐれ</li> <li>・グループホーム 白山の里</li> <li>・グループホーム ぱんたれい</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・グループホーム やがみ</li> </ul>
地域密着型通所介護	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ふらダンスのデイ「ふくろうの家」西根</li> <li>・松川の家</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・デイサービスあさひ</li> </ul>	
介護老人福祉施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特別養護老人ホーム 麗峰苑</li> <li>・特別養護老人ホーム むらさき苑</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特別養護老人ホーム 富士見荘</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特別養護老人ホーム りんどう苑</li> </ul>
介護老人保健施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>・介護老人保健施設 岩鷲苑</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・介護老人保健施設 希望 (のぞみ)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・介護老人保健施設 あしろ苑</li> </ul>
軽費老人ホーム (特定施設入居者生活介護を含む)		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ケアハウス アーベイン 八幡平</li> </ul>	
住宅型有料老人ホーム	<ul style="list-style-type: none"> <li>・まるごとケアの家 里・つむぎ</li> <li>・松川の家</li> <li>・有料老人ホーム ふくろう館</li> <li>・住宅型有料老人ホーム ぱんたれい</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・住宅型有料老人ホーム ふぁみりあ安比高原</li> <li>・住宅型有料老人ホーム ライラック安比高原</li> <li>・住宅型有料老人ホーム さくら</li> </ul>	
その他	八幡平市社会福祉協議会 (市全域)		

※令和6年3月1日現在

※介護保険サービスについては、岩手県長寿社会課の情報をもとに掲載しています。

## ◆用語解説

※ 後ろに●印がついている用語は、資料編に掲載している用語です。

### － あ行 －

#### ICT（アイ・シー・ティー）

Information and Communication Technology の略。通信技術を活用したコミュニケーションを指し、様々な形状のコンピュータを使った情報処理や通信技術の総称

#### アセスメント

所定の項目について利用者及び家族との面接のうえ、課題分析を行うこと

#### 医療ソーシャルワーカー

保健医療機関において、社会福祉の立場から患者やその家族の方々の抱える経済的・心理的・社会的問題の解決、調整を援助し、社会復帰の促進を図る業務を行う者

#### インクルーシブ（共生）社会

社会を構成するすべての人が、性別や年齢、社会的地位、障がいの有無など、あらゆる多様性により排除されることなく、誰もが構成員の一員として認められ、地域であたりまえに存在し、生活することができる共生社会のこと

#### エビデンス

薬や治療方法、検査方法など、医療の内容全般について、この治療法がよいと判断できる証拠のこと

#### オーラルフレイル

加齢による衰えのひとつで、食物を噛んだり飲み込んだりする機能が低下したり、滑舌が悪くなったりするなど、口に関連する機能が低下しつつある状態のこと

### － か行 －

#### 介護医療院 ●

長期にわたり療養が必要である要介護者に対し、療養上の管理、看護、医学的管理のもとにおける介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の支援が受けられる施設

#### 介護支援ボランティアポイントモデル事業

介護保険施設や高齢者世帯宅等で、傾聴、草取り、車いす介助などの介護支援ボランティア活動をした65歳以上の者に対し、活動に応じたポイントを提供する制度で、ポイントをためると八幡平市共通商品券（年間最大5,000円分）と交換することができる。

### **介護予防居宅療養管理指導 ●**

在宅の要支援者が、介護予防を目的として、医師、歯科医師、薬剤師、管理栄養士等から、薬の飲み方、食事など療養上の管理及び指導を受けられるサービス

### **介護予防支援 ●**

在宅の要支援者について、介護予防サービス等が適切に利用できるよう、当該要支援者の依頼を受けて、その心身の状況や置かれている環境等を勘案し、介護予防サービス計画を作成するとともに、当該介護予防サービス計画に基づくサービスの提供が確保されるよう、介護予防サービス事業者等との連絡調整等を行うサービス

### **介護予防小規模多機能型居宅介護 ●**

在宅の要支援者が、居宅への「訪問」またはサービスの拠点への「通い」や「短期間宿泊」を通じて、介護予防を目的とした、入浴、排泄、食事等の介護、その他日常生活上の支援及び機能訓練を受けられるサービス

### **介護予防短期入所生活介護 ●**

在宅の要支援者が、介護老人福祉施設等に短期間入所し、介護予防を目的とした、入浴、排泄、食事等の介護、その他日常生活上の支援及び機能訓練を受けられるサービス

### **介護予防短期入所療養介護 ●**

在宅の要支援者が、介護老人保健施設等に短期間入所し、介護予防を目的とした、医療や介護、その他日常生活上の支援及び機能訓練を受けられるサービス

### **介護予防通所リハビリテーション ●**

在宅の要支援者が、介護老人保健施設、病院、診療所等に通い、介護予防を目的とした、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを受けられるサービス

### **介護予防特定施設入居者生活介護 ●**

特定施設に入居している要支援者が、介護予防を目的とした、入浴、排泄、食事等の介護、その他日常生活上の支援、機能訓練及び療養上の支援を受けられるサービス

### **介護予防認知症対応型共同生活介護 ●**

認知症と診断された要支援者が、共同生活を営む場（住居）において、介護予防を目的とした、入浴、排泄、食事等の介護、その他日常生活上の支援及び機能訓練を受けられるサービス

### **介護予防認知症対応型通所介護 ●**

認知症と診断された在宅の要支援者が、老人デイサービスセンターに通い、介護予防を目的とした、入浴、排泄、食事等の介護、その他日常生活上の支援及び機能訓練を受けられるサービス

### **介護予防福祉用具貸与 ●**

在宅の要支援者が、自立した日常生活を営むために必要な福祉用具の貸与を受けられるサービス

### **介護予防訪問看護 ●**

在宅の要支援者が、居宅において、介護予防を目的とした、看護師等による療養上の支援または必要な診療の補助を受けられるサービス

### **介護予防訪問入浴介護 ●**

在宅の要支援者が、居宅に浴槽を持ち込んでもらい、介護予防を目的とした、入浴の介助を受けられるサービス

### **介護予防訪問リハビリテーション ●**

在宅の要支援者が、居宅において、介護予防を目的とした、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを受けられるサービス

### **介護予防・日常生活支援総合事業**

要支援者の多様な生活支援ニーズに対応するため、従来介護予防給付として提供されていた全国一律の介護予防訪問介護及び介護予防通所介護を、市町村が地域の実情に応じて実施する地域支援事業に移行し、要支援者自身の能力を最大限生かしつつ、既存の介護保険事業所のほかNPO法人やボランティア等による多様なサービスを総合的に提供する仕組みとして、平成27年4月1日に施行された改正介護保険法の中に位置づけられた事業

### **介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム） ●**

常に介護が必要で自宅での生活が難しい方が対象の施設。入所により、入浴、排泄、食事等の介護、機能訓練、健康管理、療養上の支援を受けられるサービス

### **介護老人保健施設 ●**

入所者に対してリハビリテーションなどの医療サービスを提供し、家庭への復帰を目指す施設。入所により、医学的管理の下での看護、リハビリテーションと、入浴、排泄、食事等の介護を併せて受けられるサービス

### **介護療養型医療施設 ●**

慢性疾患を有し長期の療養が必要な方を対象とした、介護職員が配置された医療機関（施設）。入所により、必要な医療サービス、日常生活における介護、リハビリテーションなどを受けられるサービス

### **看護小規模多機能型居宅介護 ●**

要介護状態となった場合においても、利用者が可能な限り居宅において、利用者自身が持っている能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、療養上の支援を受けられるサービス

### **希望をかなえるヘルプカード**

認知症の方が、日常生活の中で周囲の方に手伝ってほしいこと、教えてほしいことを記入し、伝えるためのカード

## **居宅介護支援 ●**

在宅の要介護者について、居宅サービス等が適切に利用できるよう、当該要介護者の依頼を受けて、その心身の状況や置かれている環境等を勘案し、居宅サービス計画を作成するとともに、当該居宅サービス計画に基づくサービスの提供が確保されるよう、居宅サービス事業者等との連絡調整等を行うサービス

## **居宅サービス ●**

訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療養介護、特定施設入居者生活介護、福祉用具貸与、特定福祉用具購入費及び住宅改修のサービス

## **居宅療養管理指導 ●**

在宅の要介護者が、医師、歯科医師、薬剤師、管理栄養士等から、薬の飲み方、食事など療養上の管理及び指導を受けられるサービス

## **ケアマネジメント**

複合的なニーズをもつ高齢者や障がい者のために、個人のニーズを総合的に評価し、保健・医療・福祉など多様なサービスを組み合わせ、サービス提供後も継続的にフォローして必要な変更を行う一連の専門的援助方法

## **ケアマネジャー（介護支援専門員）**

要介護者からの相談に応じて、要介護者がその心身状態に応じて適切な居宅サービスや施設サービスを利用できるよう、市町村・居宅サービス事業者・施設との連絡調整を行う者であって、要介護者等が自立した日常生活を営むに必要な援助に関する専門的知識・技術を有する者

## **健康寿命**

日常的に介護を必要としないで、自立した生活ができる生存期間

## **権利擁護**

自分で判断することが不十分な人や自分の意志や権利を主張することが難しい人のために、自己決定権をサポートし、本人の権利を守ること

## **後期高齢者**

高齢者（65歳以上）のうち、75歳以上の者

# **－ さ行 －**

## **施設サービス ●**

介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設及び介護医療院のサービス

## **住宅改修 ●**

在宅の要介護者及び要支援者が、住み慣れた自宅で生活が続けられるよう、手すりの取付け、段差の解消などの住宅の改修を行うサービス

## **小規模多機能型居宅介護 ●**

在宅の要介護者が、居宅への「訪問」またはサービスの拠点への「通い」や「短期間宿泊」を通じて、入浴、排泄、食事等の介護、その他日常生活上の支援及び機能訓練を受けられるサービス

## **シルバーリハビリ体操**

茨城県立健康プラザの大田仁史管理者が考案した介護予防のための体操で「寝て・床で・椅子に座って・立って」とどんな姿勢でもでき、かつ、道具を使わず「いつでも・どこでも・一人でも」できること及び「どの筋肉を使うか・どの関節をどのように動かすか」が明確であることが特徴

## **生活支援コーディネーター（地域支えあい推進員）**

生活支援の担い手の育成、サービスの開発、関係者のネットワーク化、ニーズとサービスのマッチング等、生活支援サービスの体制整備を行う役割を担う者

## **成年後見制度**

認知症、知的障がい、精神障がいなどによって物事を判断する能力が十分ではない方について、その方の権利を守る援助者（「成年後見人」等）を選ぶことで、その方を法律的に支援する制度

## **前期高齢者**

高齢者（65歳以上）のうち、65歳～74歳の者

# **－ た行 －**

## **第1号被保険者**

介護保険制度において、市町村の住民のうち65歳以上の者。第1号被保険者の保険料は、市町村ごとに定める所得段階別の保険料を年金天引き等により納付する。日常生活において介護を要する要介護状態、日常生活において支障のある要支援状態になったときは、市町村の認定を経て介護保険のサービスが受けられる。

## **第2号被保険者**

介護保険制度において、市町村の住民のうち40歳以上65歳未満の医療保険加入者

## **団塊の世代**

昭和22年から昭和24年の第一次ベビーブーム時代に生まれた世代

## **短期入所生活介護 ●**

在宅の要介護者が、介護老人福祉施設等に短期間入所し、入浴、排泄、食事等の介護、その他日常生活上の支援及び機能訓練を受けられるサービス



### **短期入所療養介護 ●**

在宅の要介護者が、介護老人保健施設等に短期間入所し、医療や介護、その他日常生活上の支援及び機能訓練を受けられるサービス

### **地域ケア会議**

高齢者への支援の充実、介護支援専門員等のケアマネジメント実践力の向上、地域課題の解決等を目的として開催する会議

### **地域密着型介護予防サービス ●**

介護予防認知症対応型通所介護、介護予防小規模多機能型居宅介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護のサービス

### **地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 ●**

入所定員が29人以下の介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）に入所している利用者に対して、入浴、排泄、食事等の介護、その他日常生活上の支援及び機能訓練を受けられるサービス

### **地域密着型サービス**

定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、看護小規模多機能型居宅介護及び地域密着型通所介護のサービス

### **地域包括支援センター**

「地域包括ケアシステム」を推進するとともに「包括的かつ継続的なサービス体制」を目指し公正・中立な立場から、①総合相談支援、②虐待の早期発見・防止などの権利擁護、③包括的・継続的ケアマネジメント支援、④介護予防ケアマネジメントの4つの機能を担う、地域の中核機関

### **地域密着型通所介護 ●**

利用定員が18人以下の通所介護

### **地域密着型特定施設入居者生活介護 ●**

入居定員が29人以下の地域密着型特定施設に入居している利用者に対して、入浴、排泄、食事等の介護、その他日常生活上の支援及び機能訓練を受けられるサービス

### **地域リハビリテーション広域支援センター**

圏域ごとに医療機関等が指定され、リハビリテーション専門職の連携強化、市町村の支援等を行い、圏域における地域リハビリテーションの中核機関としての役割を担う

### **通所介護 ●**

在宅の要介護者が、老人デイサービスセンターに通い、入浴、排泄、食事等の介護、その他日常生活上の支援及び機能訓練を受けられるサービス

### **通所リハビリテーション ●**

在宅の要介護者が、介護老人保健施設、病院、診療所等に通い、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを受けられるサービス

### **定期巡回・随時対応型訪問介護看護 ●**

重度者をはじめとした要介護者の在宅生活を支えるため、日中・夜間を通じて、訪問介護と訪問看護を一体的に、またはそれぞれが密接に連携しながら、定期巡回訪問と随時の対応を行うサービス

### **特定介護予防福祉用具購入費 ●**

在宅の要支援者が利用する福祉用具のうち、貸与になじまない福祉用具を販売するサービス

### **特定施設入居者生活介護 ●**

介護保険の指定を受けた介護付有料老人ホーム、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅等に入居している要介護者について、入浴、排泄、食事等の介護、その他日常生活上の支援、機能訓練及び療養上の支援を受けられるサービス

### **特定福祉用具購入費 ●**

在宅の要介護者が利用する福祉用具のうち、貸与になじまない福祉用具を販売するサービス

### **特別養護老人ホーム**

介護老人福祉施設を参照

## **ー な行 ー**

### **ニュースポーツ**

競技性を重視せず、誰もが参加できることを目的としたスポーツの総称

### **認知症対応型共同生活介護（グループホーム） ●**

認知症と診断された要介護者が、共同生活を営む場（住居）において、入浴、排泄、食事等の介護、その他日常生活上の支援及び機能訓練を受けられるサービス

### **認知症対応型通所介護 ●**

認知症と診断された在宅の要介護者が、老人デイサービスセンターに通い、入浴、排泄、食事等の介護、その他日常生活上の支援及び機能訓練を受けられるサービス

## **ー は行 ー**

### **八幡平市成年後見センター**

誰もが地域で安心して暮らすために、認知症や障がい等により判断能力が十分でない方の権利を尊重し擁護するとともに、成年後見制度の利用促進を図る機関。市役所内に設置。

### **福祉用具貸与 ●**

在宅の要介護者が、自立した日常生活を営むために必要な福祉用具の貸与を受けられるサービス

### **訪問介護 ●**

在宅の要介護者が、居宅において、介護福祉士等による、入浴、排泄、食事等の介護その他日常生活上の支援を受けられるサービス

### **訪問看護 ●**

在宅の要介護者が、居宅において、看護師等による、療養上の支援または必要な診療の補助を受けられるサービス

### **訪問入浴介護 ●**

在宅の要介護者が、居宅に浴槽を持ち込んでもらい、入浴の介助を受けられるサービス

### **訪問リハビリテーション ●**

在宅の要介護者が、居宅において、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを受けられるサービス

### **8020 運動**

「8020（ハチ・マル・ニイ・マル）運動」は、「80歳になっても自分の歯を20本以上保とう」という運動のこと

## **－ ま行 －**

### **盛岡広域シルバーケアSOS（エス・オー・エス）ネットワーク**

認知症の人が行方不明となった際に、盛岡広域8市町、警察や協力団体が連携して捜索し、早期発見・保護するネットワーク

### **盛岡北部成年後見ネットワーク事業**

令和2年1月10日、八幡平市、葛巻町及び岩手町の三市町で事業に係る協定を締結。三市町が法人後見を軸に相互に連携しながら成年後見制度の利用促進を図る。

## **－ や行 －**

### **夜間対応型訪問介護 ●**

在宅の要介護者が、夜間の定期的な巡回訪問または利用者からの求めに応じて、介護福祉士等による、入浴、排泄、食事等の介護、その他日常生活上の支援を受けられるサービス

**要介護者 ●**

①要介護状態にある 65 歳以上の者、②要介護状態にある 40 歳以上 65 歳未満の者であって、その要介護状態の原因である身体上または精神上の障がいに加齢に伴って生ずる心身の変化に起因する疾病であって政令で定めるもの（特定疾病）によって生じたものである者

**養護老人ホーム**

老人福祉法に基づき、心身・環境・経済上の理由により、家庭で養護を受けることが困難な高齢者を入所させて、養護する施設

**要支援者 ●**

①要支援状態にある 65 歳以上の者、②要支援状態にある 40 歳以上 65 歳未満の者であって、その要支援状態の原因である身体上または精神上の障がい特定疾病によって生じたものである者